

○天草市環境配慮型事業所認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、事業系一般廃棄物の発生抑制、減量化または資源化に取り組む事業所を「天草市環境配慮型事業所（あまくさエコショップ）」として認定することで、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市民に事業者の取り組みについて周知を行うことで、市内事業所から排出されるごみ減量化及び、資源物排出量の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 環境配慮型事業所とは、事業系一般廃棄物の発生抑制又は資源化に取り組む事業所とし、市が定める一定の基準を満たし、基準の達成項目数により次のとおり認定を受けた事業所とする。

- (1) 一般環境配慮型事業所（エコショップ）
- (2) 優良環境配慮型事業所（プラチナエコショップ）
- (3) 優秀環境配慮型事業所（ダイヤモンドエコショップ）

(認定の対象)

第3条 この要領に基づく環境配慮型事業所の対象は、本市の区域内に存する次の事業所とする。

- (1) 飲食店、ホテル・旅館等宿泊施設
- (2) 営業所、代理店その他の主務省令で定めるところの場所において直接消費者に物品の販売、貸与及び役務の提供を行う事業所
- (3) 前3号に該当する事業所のほか、商店街組織、ショッピングセンター等商工業団体

(認定基準)

第4条 環境配慮型事業所の認定基準は、次の基準を満たしている事業所とする。

- (1) 一般環境配慮型事業所の認定基準は、別表に定める評価項目の評価点が3点以上に達している。
- (2) 優良環境配慮型事業所の認定基準は、別表に定める必須項目（優良）のすべてに該当し、かつ評価項目の評価点が6点以上に達している。
- (3) 優秀環境配慮型事業所の認定基準は、優良環境配慮型事業所に認定されて6ヶ月を経過し、かつ別表に定める必須項目（優秀）のすべてに該当し、評価項目の評価点が9点以上に達している。

(申請)

第5条 環境配慮型事業所の認定を受けようとするときまたは、優良環境配慮型事業所に認定された事業所が優秀環境配慮型事業所への認定を受けようとするときは、環境配慮型事業所認定申請書（様式1号）を市長に提出するものとする。

(審査及び認定)

第6条 市長は申請の内容を確認するため、必要に応じて事業所の訪問調査を行うことができるものとする。

- 2 市長は第3条の基準を満たしていると認める事業所については、一般環境配慮型事業所、優良環境配慮型事業所、優秀環境配慮型事業所に認定し、認定証及びステッカーを交付するものとする。

(認定の公表)

第7条 市長は環境配慮型事業所と認定した事業所（以下、「認定事業所」という。）について、市のホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(認定事項の変更)

第8条 認定事業所の代表者は、申込書に記載した事項に更がある場合は、速やかに環境配慮型事業所認定変更届(様式3)を市長に届け出るものとする。

(認定の取り消し)

第8条 市長は認定事業所が次のいずれかに該当するときは、認定の取り消しを行うことができる。

- (1) 認定事業所から認定取り消しの申し出があった時。
- (2) 認定事業所の廃業が確認されたとき。
- (3) 認定事業所が第3条に規定する認定基準に該当しないと認められるとき。
- (4) その他認定事業所として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により認定の取り消しを受けた認定事業所は、認定証及びステッカーを市長に返納しなければならない。

(ロゴマークの使用)

第9条 本制度を広く周知するため、ロゴマークを別途定めるものとする。

2 認定事業所は、前項の規定により定められたロゴマークを広告等に使用することができる。但し、販売する商品に付してはならない。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領に関し必要な事項が別に定める。

附則

この要領は令和5年12月7日から施行する。

別表

【環境配慮型事業所認定基準】

分類	必須項目	評価点	評価項目	評価項目の判断基準
ごみ処理 全般	優秀 優良	1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。	ごみ排出量の記録や目標設定値について具体的な説明がある。
		1	一般廃棄物と産業廃棄物を区分して処理している。	それぞれの許可業者との契約等具体的な説明がある。
発生抑制		1	ワンウェイプラスチックの使用を停止している。または、環境配慮型の代替品を使用している。	ワンウェイプラスチックの廃止や紙、バイオマスプラスチックなどの環境配慮製品を使用している。
	優秀	1	調理くずや食べ残しをなるべく出さない工夫をしている。	調理くずや食べ残しを出さない取組の具体的な説明がある。
		1	生ごみの飼料活用やたい肥化など、生ごみ減量化の取組を行っている。	生ごみの飼料利用やたい肥化等に取り組んでいる説明がある。
資源物の 再生利用	優秀 優良	1	廃棄物の分別を徹底し、資源物のリサイクルを行っている。	資源物5品目以上の分別に取り組んでいる具体的な説明がある。
		1	ごみと資源物を分けて保管している。	具体的な保管状況の説明がある。
	優秀	1	一般廃棄物収集運搬業者がごみと資源物を混載しないよう協議し確認している。	一般廃棄物と資源物を混載しないよう協議や積込確認を行っている。
		1	資源物の直接売却を行っている。	資源物搬入伝票が保管されている。
		1	廃食油や未使用廃棄食品などリサイクルを実施している。	リサイクルした品目・量などの記録がある。
		1	子ども食堂ネットワークなどの活動に積極的に協力している。	年間1回以上食品の提供を行っている記録がある。
		1	容器包装材や事務用品等に再生品を利用している。(グリーン購入に取り組んでいる。)	具体的な購入品目の説明がある。
情報発信・研修等		1	消費者に対し、30.10運動やごはん量調整などの呼びかけを行っている。	ポスター掲示等具体的な取り組み内容の説明がある。
	優秀	1	定期的に従業員研修を実施し、環境学習を取り入れている。	具体的な研修内容の記録がある。
		1	地域美化活動への参加または、独自に美化活動を行っている。	具体的な参加実態の説明がある。
その他		1	天草市脱プラスチック推進運動に参加している。	
		3	その他環境に配慮した独自の取り組みを行っている。(1~3点)	
		内容		

※その他の評価については、取組内容や件数を考慮し点数を付与するものとする。

別表

【環境配慮型事業所認定基準】

分類	必須項目	評価点	評価項目	評価項目の判断基準
ごみ処理 全般	優秀 優良	1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。	ごみ排出量の記録や目標設定値について具体的な説明がある。
		1	一般廃棄物と産業廃棄物を区分して処理している。	それぞれの許可業者との契約等具体的な説明がある。
発生抑制		1	レジ袋削減のため、マイバッグ持参を呼びかけている	マイバッグの販売や利用促進のポスター掲示などを実施している。
		1	ワンウェイプラスチックの使用を停止している。または、環境配慮型の代替品を使用している。	ワンウェイプラスチックの廃止や紙、バイオマスプラスチックなどの環境配慮製品を使用している。
		1	簡易包装によりトレイ等包装容器の削減に努めている	簡易包装や量り売りなど具体的な説明がある。
	優秀	1	賞味期限間近や型落ち商品について、割引の実施やリサイクルに努め、廃棄物の発生抑制に努めている	割引規定や子ども食堂への提供等、具体的な説明がある。
資源物の 再生利用	優秀 優良	1	廃棄物の分別を徹底し、資源物のリサイクルを行っている。	5品目以上の分別に取り組んでいる具体的な説明がある。
		1	ごみと資源物を分けて保管している。	具体的な保管状況の説明がある。
	優秀	1	一般廃棄物収集運搬業者がごみと資源物を混載しないよう協議し確認している。	一般廃棄物と資源物を混載しないよう協議や積込確認を行っている。
		1	資源物を直接売却している。	資源物搬入伝票が保管されている。
		1	容器包装材や事務用品等に再生品を利用している。(グリーン購入に取り組んでいる。)	具体的な購入品目の説明がある。
情報発信・研修等		1	消費者に対し、食品ロス防止等の呼びかけや情報発信を行っている。	ポスター掲示等、具体的な取り組み内容の説明がある。
	優秀	1	定期的に従業員研修を実施し、環境学習を取り入れている。	具体的な実施内容の説明がある。
		1	地域美化活動への参加または、独自に美化活動を行っている。	具体的な参加実態の説明がある。
その他		1	太陽光などの再生可能エネルギーの利用や節電に取り組んでいる。	具体的な取り組み内容の説明がある。
		1	天草市脱プラスチック推進運動に参加している。	
		3	その他環境に配慮した独自の取り組みを行っている。(1~3点)	

※その他の評価については、取組内容や件数を考慮し点数を付与するものとする。